



医政発第1205002号  
平成19年12月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する病院又は診療所の  
確保について

昨年6月の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の成立により、本年4月から分娩を取り扱う助産所の開設者は、分娩時等の異常に対応するため、医療法（昭和23年法第205号。以下「法」という。）第19条及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第15条の2第1項及び第3項に基づき、嘱託医師については産科又は産婦人科を担当する医師を嘱託医師とすること、及び嘱託医師による対応が困難な場合のため、診療科名中に産科又は産婦人科及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を行うことができる病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下「嘱託医療機関」という。）を確保することとされた。

一方、既存の助産所については来年3月末までの経過措置が講じられているが、現時点において未だ嘱託医師及び嘱託医療機関が確保されていない助産所があることを踏まえ、今般、これらの規定の施行に当たり留意すべき事項を改めて通知申し上げますので、本通知を参考に、引き続き、助産所による嘱託医師及び嘱託医療機関の確保にご支援いただくとともに、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に対し、周知及び協力の要請方をお願いする。

記

1 嘱託の趣旨

分娩を取り扱う助産所から嘱託を受けたことをもって、嘱託医師及び嘱託医療機関が応召義務以上の新たな義務を負うものではないこと。また、嘱託医師や嘱託医療機関となること、特定の助産所を利することにはならず、公立・公的医療機関及びその医師が、助産所の嘱託医師や嘱託医療機関となることは差し支えないこと（総務省自治財政局と協議済）。

## 2 対象となる助産所

分娩を取り扱わない助産所については、嘱託医師及び嘱託医療機関を確保しなくともよいこととしたこと（施行規則第3条第1項第5号及び第15条の2第1項）。

## 3 嘱託医師

(1) 診療科名中に産科又は産婦人科を有する医療機関において産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが嘱託医師としての対応を行うこととしても差し支えないこと（施行規則第15条の2第2項）。

(2) 従前必要とされていた「医師の承諾書」については、改正により不要となり、その代わりとして「助産所が当該医師に嘱託した旨の書類」を提出すればよいこととしたこと（施行規則第3条第1項第5号）。

なお、当該提出書類について所定の様式は定められていないが、社団法人日本産婦人科医会のホームページに2007年5月付で掲載されている「嘱託医契約書・合意書モデル案」は、日本産婦人科医会が社団法人日本助産師会と調整の上取りまとめたモデル案であり、当該モデル案に日付と署名を記入したものを「嘱託医契約書・合意書」として提出があった場合には、施行規則第3条第1項第5号に定める当該提出書類の提出があったものとして取り扱って差し支えないこと。

## 4 嘱託医療機関

(1) 改正法の検討段階において「連携医療機関」と示していたものが改正法における嘱託医療機関であること。

(2) 嘱託医師の所属する医療機関が嘱託医療機関の要件に該当する場合には、当該医療機関を嘱託医療機関と定めても差し支えないこと。

(3) 複数の嘱託医療機関を確保することは差し支えないこと。したがって、例えば、特定の複数の医療機関が助産所の嘱託医療機関を引き受ける旨了解するために、周産期医療協議会等の場を活用することも差し支えないこと。ただし、その場合には、個々の医療機関が助産所の嘱託医療機関を引き受けることについて了解していることを徹底するとともに、施行規則第3条第1項5に規定する提出書類について、嘱託医療機関として該当する全ての医療機関を記載すること。

(4) 当分の間、産科又は産婦人科を有する嘱託医療機関と小児科を有する嘱託医療機関は、それぞれ別の医療機関で差し支えないこと。また、いずれかの医療機関に、妊産婦及び新生児を入院させるための施設があれば足りること。